

白神ウインド合同会社「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年3月11日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書」について、白神ウインド合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県能代市及び山本郡八峰町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大105,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月22日
環境大臣意見受理	平成29年 6月 2日
経済産業大臣意見発出	平成29年 6月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 3月23日
住民意見の概要等受理	平成30年 6月 7日
秋田県知事意見受理	平成30年 9月 4日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 9月18日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年 6月18日
住民意見の概要等受理	令和 2年 8月24日
秋田県知事意見受理	令和 2年12月 4日
環境大臣意見受理	令和 2年12月25日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 3月11日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内  
電話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

対象事業実施区域及びその周辺には、渡りの主要な経路や渡り鳥の集団渡来地である小友沼が存在している。また、本事業の調査結果より、同区域及びその周辺において、ガン・ハクチョウ類等の渡り及び採餌行動が確認されていることから、事業を実施した場合、当該区域に設置される風力発電設備を回避することで、渡りの経路や採餌環境が変化することによる渡り鳥への影響が強く懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、風力発電設備の設置の取りやめ又は配置等の見直しを実施するとともに、事後調査を踏まえ稼働調整等の必要な措置を講ずること。

### (1) 稼働調整、配置等の見直しについて

対象事業実施区域及びその周辺において、ガン・ハクチョウ類等の渡り及び採餌行動が確認されており、風力発電設備が設置された場合、回避することによる渡りの主要な経路や採餌環境の変化による渡り鳥への影響が懸念される。このため、本事業の実施に伴うガン・ハクチョウ類等の移動経路の障害等の影響を回避又は極力低減するため、区域内における渡りの経路上、最も障害になることが懸念される「比八田1」「荒巻」については、設置の取りやめ又は配置等の見直しをするとともに、他の設置予定の風力発電設備と整列させることができない場合には、渡りの時期における稼働調整を適切に実施すること。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加の環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と確実に情報を共有し、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累

積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

カ バードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

## 2. 各論

「1. 総論」に基づく風力発電設備の配置等の見直し等の措置や事後調査等を講じた上で、以下の措置を講ずること。

### (1) 風車の影による影響

本事業の対象事業実施区域周辺には住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、さらに詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居等への事前説明を十分に実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働を制限する天候、季節、時間帯等の条件及び稼働を制限する風力発電設備を見直す等の追加的な環境保全措置を講ずること。

### (2) 鳥類に対する影響

ア ガン・ハクチョウ類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、これら渡りの状況について事後調査を適切に実施するとともに、その結果、対象事業実施区域及びその周辺において、ガン・ハクチョウ類の衝突や渡りのルートの変更による確認羽数の変化等が認められた場合は、その結果及び事業者立ち上げによる協議会又は有識者ヒアリング等からの助言を踏まえ、風力発電設備の撤去又は鳥類との衝突等のおそれがある季節・時間帯等の稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、協議会を立ち上げる場合については、当該地域の自然環境に関する知見を有する専門家及び団体並びに地元自治体及び関連行政機関等からなるものとし、定期的に開催すること。また、協議会又は有識者ヒアリング等の

結果及びそれを踏まえた対応については、広く公開することにより透明性及び客観性を確保した上で、事後調査等に係る協議会又は有識者ヒアリング等からの助言については、環境保全措置の内容に反映させること。

イ 冬季の希少猛禽類調査について、鳥類の渡り期の移動経路調査時に実施しているが、調査時間の確保が十分でないこと、また、オジロワシの飛翔調査においては、他の渡り個体を探索するため観察を中止している事例がみられることから、その把握のための調査が十分ではないと考えられる。このため、評価書の作成までに、冬季の希少猛禽類調査を実施し、その結果及び複数の専門家等からの助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

ウ 渡り鳥については、渡りのピークの動向を補足するため、評価書の作成までに追加調査を実施するとともに、事後調査による動向の把握を行い、その結果及び複数の専門家等からの助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

エ 希少猛禽類等の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、バードストライクに係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、その結果及び専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

オ センシティブリティマップA 1エリアについては、風車の設置による影響について、十分な科学的根拠を補足するため、評価書の作成までに追加調査を実施し、その結果及び複数の専門家からの助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

### (3) 騒音に対する影響

風力発電施設の稼働に伴う、純音性成分及びスウィッシュ音の程度を明らかにするとともに、必要に応じ、適切な環境保全措置を講ずること。

### (4) 生態系に対する影響

生態系の上位性及び典型性の注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行い、調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。